

## 公 示

本競技会は、F I Aの国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟(J A F)の国内競技規則、2 0 0 4年日本ラリー選手権規定ならびに本特別規則書に従って開催される。

### 1 競技会の名称

J A F日本ラリー選手権 2 輪駆動部門第 8 戦

**RTC RALLY i n SHINTOKU 2 0 0 4**

### 2 格 式

J A F公認国内競技

### 3 競技種目

四輪自動車によるラリー 格式：国内（上級向け）

### 4 オーガナイザー

ラリー、チーム、カンサー（R T C）

〒0 8 0 - 0 0 1 3 帯広市西 3 条南 2 7 丁目 1 - 1 8 サンブライトハイツ 2

西川 雅 敏 Tel/Fax ( 0 1 5 5 ) 2 5 - 1 8 2 2

### 5 開催日

2 0 0 4年1 0月9日(土) ~ 1 0日(日)

### 6 開催場所

北海道上川郡新得町周辺

### 7 大会組織

#### 7.1 大会役員

名誉大会長 斎藤 敏男（新得町長）

大会長 西川 正敏

組織委員長 岡村 寛一

組織委員 加賀 幸恵

組織委員 香高 環

#### 7.2 審査委員会

審査委員長 石川 明彦（J A F派遣）

審査委員 澁谷 道尚（J A F派遣）

審査委員 田畑 邦博（A G . M S C北海道）

#### 7.3 競技役員

競技長 国井 長助

コース委員長 高橋 直樹

計時委員長 佐藤 邦彦

救急委員長 牧村 裕

技術委員長 高田 孝

医師団長 山口 一史

大会事務局長 西川 雅敏

### 8 競技の概要

8.1 総走行距離 約2 6 0km

8.2 ラリーの方式 ラリー競技会組織に関する規定第 6 条による方式

8.3 タイムトライアルの概要

8.3.1 路 面 全区間グラベル

- 8.3.2 距離 約5.4km
- 8.3.3 本数 9
- 8.3.4 レグ数 2
- 8.3.5 セクション数 3

## 9 集合場所

北海道 上川郡 新得町 屈足 屈足総合会館

## 10 参加車両

### 10.1 参加車両の条件

- 10.1.1 2004年日本ラリー選手権規定第5条の条件を満たしている車両であること。(ただし、選手権部門の消音器は標準仕様とする。)
- 10.1.2 参加車両には、非常用停止表示版(三角)2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品及び車両規定に定められている仕様の消火器を必ず搭載していること。

### 10.2 クラス区分

<全日本選手権2輪駆動部門>

- Aクラス 排気量1,400cc以下の2輪駆動の車両
- Bクラス 排気量1,400ccを超え、2,000cc以下の2輪駆動の車両
- Cクラス 排気量2,000ccを超える2輪駆動の車両

<選手権外部部門>

- OP-A/Bクラス 排気量2,000cc以下の車両(駆動方式は問わない。)
- OP-Cクラス 排気量2,000ccを超える車両(駆動方式は問わない。)

### 10.3 参加台数

両部門合計60台までとする。

## 11 参加申込

### 11.1 参加資格

- 11.1.1 <選手権部門>  
2004年日本ラリー選手権規定第8条第1項による。
- 11.1.2 <選手権外部部門>  
ドライバー、コ・ドライバーとともに、参加申込締切り時点において、参加車両を運転するに有効な運転免許を取得後2年以上経過していること。

### 11.2 参加申込先

大会事務局

〒080-0021 帯広市西11条南34丁目15 トムエンタープライズ内

**RTC RALLY IN SHINTOKU 2004** 大会事務局(担当: 服部)

TEL0155-48-8380 FAX0155-47-2050 E-mail: michie8@mb.infoweb.ne.jp

### 11.3 参加申込に必要なとする添付書類

- 11.3.1 ラリー競技に有効な対人賠償保険の証券又は領収証の写し。
- 11.3.2 改造車検取得車両は、改造申請許可証等の写し。
- 11.3.3 自動車検査証の写し。

### 11.4 参加申込要領

- 11.4.1 受付開始日 平成16年9月21日(火)
- 11.4.2 受付締切日 平成16年10月1日(金)
- 11.4.3 申込方法 上記事務局宛まで現金書留による郵送又は下記宛に振込
  - ・北洋銀行 帯広南支店 口座番号 普通0291687
  - ・口座名義 ラリー、チーム、カンサー(RTC) 会長 西川 雅敏

### 11.5 乗員及び車両の変更

- 11.5.1 正式参加申込後の乗員及び車両の変更は、申込締切日までに文書により大会事務局宛に申

告されなければならない。

- 11.5.2 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 11.5.3 参加部門又は参加クラスの変更を伴う車両の変更は認められない。
- 11.5.4 大会事務局において正式受理を決定後、正式参加受理票を発送する。
- 11.5.5 正式参加受理後の参加料及び申込書類等は返還しない。
- 11.5.6 参加申込書類等に不備がある場合は、参加申込の正式受理は保留とする。

## 12 参加料等

- 12.1 競技車両 85,000円(1台につき)
- サービス車両 10,000円(1台につき)
- サービスクルー 10,000円(1名につき)
- レッキ参加料 7,000円(1台につき)

### 12.2 参加料に含まれるもの

- 12.2.1 競技車両
  - ・ロードブック 1冊
  - ・競技期間中の宿泊2名分
  - ・スタートからフィニッシュまでの食事2名分
  - ・リザルトブック 1冊

- 12.2.2 サービス車両
  - ・サービス登録証 1枚
  - ・サービスブック 1冊サービスクルー
  - ・サービスクルーバス 1枚
  - ・競技期間中の宿泊
  - ・スタートからフィニッシュまでの食事

- 12.2.3 レッキ参加料
  - ・レッキ登録証 1枚
  - ・レッキ資料 1部

### 12.3 参加料は次の場合、全額返還される。

- 12.3.1 参加申込が受理されなかった場合
- 12.3.2 ラリーが開催されなかった場合

## 12.4 保険

- 12.4.1 競技参加者はラリー競技に有効な対人賠償保険に加入していなければならない。
- 12.4.2 ラリー競技に有効な傷害保険に加入することを義務付ける。ただし、競技参加者自身が同等の保険又は共済に加入しており、その事実を書面等の確実な手段によって証明できる場合はこの限りでない。
- 12.4.3 上記対人賠償保険又は傷害保険の加入をオーガナイザー側に依頼する場合は、大会事務局に問い合わせ、その保険料を参加申込時に同封すること。

## 13 公式通知等

- 13.1 本規則書に記載されていない競技運営に関する規則及び指示は、公式通知によって示される。公式通知は屈足総合会館ラリーHQに設置された公式掲示板に掲示される。また、状況により参加者又はクルーに直接伝達される場合もある。
- 13.2 クルー及びエントラントはドライバーズブリーフィング出席時に署名を行うこと。

## 14 ゼッケン及び大会スポンサー等のステッカー

- 14.1 競技番号(ゼッケン)はオーガナイザーが決定する。
- 14.2 参加車両は、オーガナイザーの定めたゼッケン、ステッカー等を所定の位置に貼付すること。

貼付することができない場合は、競技会事務局に申し出て許可を受けること。

## 15 参加者の遵守事項

- 15.1 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
- 15.2 一般車両及び歩行者等に迷惑を及ぼさないこと。
- 15.3 他車に追従又は対向する場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し眩惑を生じさせないように留意すること。
- 15.4 明かに追い越そうとする車両がある場合、安全かつ速やかに進路を譲ること。
- 15.5 登録した人員以外は乗車してはならない。
- 15.6 競技から離脱した場合は速やかに最寄の競技役員にリタイヤ届を提出すること。提出が困難な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- 15.7 リタイヤ又は失格となった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会参加の証及びその他の競技会関係貼付物を取り除くこと。
- 15.8 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルを行う場合及び役員の指示のある場合はヘルメット及びレーシングスーツを装着すること。また、国内競技規則第5編付則に従った装備品の着用品が強く推奨される。
- 15.9 タイムトライアル区間、及び競技役員の指示のある場合はサイドウィンドウを開けて走行すること。
- 15.10 オーガナイザーの指定した給油場所以外での給油は認められない。また給油中は、エンジンを停止するとともに、乗員は車外で待機するか、車内で待機する場合はシートベルトを外し、ドアを開放しておくこと。
- 15.11 コース上でやむを得ず停止する場合は、自車の50m以上後方で後続車が確認しやすい位置に非常用三角止版を設置し、合図信号を行い、停止車両があることを後続車に知らせなければならない。これは当該SSでの競技が中断又は終了したことが競技役員を通じて確認できるまで継続しなければならない。
- 15.12 コース上でやむを得ず停止した場合、クルーに医療処置が必要な負傷を負っていない場合には、ロードブックに綴じられた「OK」の表示を少なくとも後続車3台以上にはっきりと掲示しなければならない。
- 15.13 競技開始2ヶ月前から新得町での本人又はその関係者の練習走行及びそれに類似した行為を禁止する。練習走行等の事実が判明した場合、そのチームの参加は一切認めない。
- 15.14 チームキャプテンもしくはその代理人は、ドライバーズブリーフィングに参加しなければならない。

## 16 レッキ

- 16.1 レッキの実施要領は公式通知によって示す。スケジュールに定められた時間外の走行はいかなる場合も認められない。
- 16.2 指示された進行方向に従い走行すること。いかなる場合も逆走を禁止する。
- 16.3 レッキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない。また、各規則や公式通知で示される全ての指示に従わなければならない。
- 16.4 タイムトライアルを予定する区間では、30km/h以上の走行を禁止する。
- 16.5 レッキに「マッド&スノー」の表示のあるタイヤを使用する場合は、5分山以下のタイヤのみ許される。ただし、エンジンオイルパンを保護するアンダーガードを装着していない車両についてはこの限りでない。

## 17 車両検査

- 17.1 全ての競技車両は、本規則及び公式通知に定められた予定時刻に従って車両検査を受けなければならない。
- 17.2 全ての過給器付車両は、ターボシーリングを受けなければならない。
- 17.3 車両検査チェックリストに必要事項を記入し、車両検査時に提出しなければならない。

17.4 競技会審査委員会又は競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要と判断される場合、オーガナイザーは分解を伴う再車検を行う。この際、必要な人員・部品工具等の費用は当該参加者の負担とする。

17.5 消音器触媒の分解・結合に必要な部品工具等を持参すること。

## 18 サービス

18.1 サービス登録車両及び登録されたサービスメンバーによる整備作業は、技術委員長の監督下において定められた場所でのみ認められる。

18.2 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルー及び登録されたサービスメンバーのみとする。

18.3 サービス登録車両はオーガナイザーが発行するサービス車両登録証を定められた場所に貼付しなければならない。また、サービスパークに入場できる車両は登録車両及び競技車両のみとする。

18.4 本規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、技術委員長の許可を必要とする。

18.5 整備作業の範囲は以下の通りとする。

18.5.1 タイヤ交換

18.5.2 ランプ類のバルブ交換

18.5.3 点火プラグの交換

18.5.4 Vベルとの交換

18.5.5 上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に技術委員長が許可した項目

18.6 整備作業実施後は、技術委員長の確認を受けるものとする。

18.7 整備作業の実施にあたっては、他の通行及び作業員の安全確保に十分留意して行うこと。

## 19 タイヤ

19.1 スパイクタイヤの仕様は禁止する。

19.2 競技中に使用できるタイヤは1セクション6本迄（車両に搭載するスペアタイヤは2本迄）とする。

19.3 競技中、スペアタイヤを使用した場合、交換済のタイヤを放置してはならない。必ず持ち帰ること。

19.4 各サービス終了後、サービス出口TC後にタイヤマーキング又はマーキングチェックを行う。

## 20 スタート

20.1 各競技車両のスタートの間隔は1分間隔とする。

20.2 レグ1をスタートする車両は、10月9日13時までにスターティングエリアに車両保管しなければならない。スターティングエリアはバルクフェルメの規定が摘要される。

## 21 ルート及び指示事項

21.1 ルートは、オーガナイザーの数回の試走により定め、ロードブックに記載する。ロードブックはラリーHQで交付する。

21.2 オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもと、天候、道路状況、その他の事情により予告なくルート及び指示事項を変更することがある。

## 22 スペシャルステージ

22.1 スペシャルステージ区間の計測は1/10秒まで計測し、成績に反映する。

### 22.2 スタート

22.2.1 スタートの合図

スタートの合図は30秒 - 15秒 - 10秒 - 5・4・3・2・1の順にカウントダウンし、「0」となった瞬間にスタートの合図が出される。

22.2.2 スタートにおいて、フライング検知装置を使用する。

### 22.3 フィニッシュ

22.3.1 フライングフィニッシュの計時は、主計時は光電管を使用した印字装置付の計測機器、補

助計時は手動による印字装置付の計測機器を使用する。

22.3.2 計時結果は1 / 10秒までをタイムカードに記入する。

## 22.4 スペシャルステージの中断又は中止

22.4.1 何らかの理由により、スペシャルステージが中断又は中止された場合、大会審査委員会は中断又は中止により影響を及ぼされたクルーに対し妥当と思われるタイムを割り付けることができる。

22.4.2 ステージが中断又は中止となる原因となったクルーは上記の救済から除外される。

## 23 標準時刻

23.1 計時は全てオーガナイザーの所持する時計により行う。

23.2 ラリー全体を通じて使用する公式基準時刻はN T Tの時報による日本標準時刻とする。

## 24 競技結果

24.1 競技結果は、スペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課せられたタイムペナルティを合計して決定される。

24.2 レグ2最終TCへの早着は減点の対象としない。

## 25 罰則

本競技会には、本規則付則の罰則が適用される。

## 26 抗議

26.1 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、抗議することができる。ただし、自分の参加拒否ならびに競技会審査委員会の判定に対する抗議はできない。

26.2 抗議は、その理由を具体的に記述し、1件につき50,900円の抗議料を添え、文書により競技長に提出するものとする。

26.3 抗議料は、その抗議が成立した場合にのみ返還される。

26.4 抗議の内容が、車両の分解・組立に及ぶものである場合、その申立者は別途保証金を支払わなくてはならない。

26.5 作業及び車両の運搬にかかわる費用は、抗議が認められない場合は抗議申立者が、抗議が成立した場合は当該抗議の対象者がそれぞれ支払うものとする。

26.6 抗議が認められなかった場合で、抗議にかかわる費用（検査・運搬経費等）が保証金の額を上回った場合には、その差額は抗議申立者が支払うものとする。また、その逆に費用が保証金の額を下回った場合には、その差額は抗議申立者に返金される。

## 27 失格

オーガナイザーは、参加者が下記の事項に該当する行為をなした場合には失格を宣言する。

27.1 対人あるいは対物事故を起こしたとき。

27.2 道路交通法に違反したとき。

27.3 リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。

27.4 走行マナー及び競技者としての態度や品行に問題があると認められたとき。

27.5 タイムカードを改ざんしたとき。

27.6 車両規則違反が発見されたとき。

27.7 競技車両またはその構成部に施されたマーキングや封印に手がかえられたとき、あるいは失われているとき。

27.8 参加者又は関係者間で不正行為があったとき。

27.9 その他、競技役員の重要な指示に従わなかったとき。

27.10 各諸規則及び本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

## 28 競技の打ち切り、中断と成立

28.1 競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能又は著しい障害になったとき、又は他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなったとき、競技会審査委員会の承認のうえ、競技長の判断によって、競技の打ち切りあるいは特定区間中断がなされる。その場合は、公式通知により通知される。

28.2 競技が打切りになった場合の成績は、競技打切り時点での成績とする。

#### 29 競技会の中止又は延期

保安上又は不可抗力による事情が発生した場合は、競技会審査委員会の決定により競技会の開催を中止、延期、またはコースを短縮する場合がある。また、競技の中止、再競技の場合の日時は公式通知により通知する。この場合、参加料金は返還される。

#### 30 損害の補償

車両及び付属品が破損した場合、その責任は参加者自身が負わなければならない。また、参加者は、JAF及びオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを承知していなければならない。即ち、大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんではあるが、参加者の負傷、死亡、その他車両の損害事故に関しては一切の補償責任を負わない。

#### 31 賞典

<全日本選手権2輪駆動部門>

Aクラス 1～3位 JAF盾 オーガナイザートロフィ 副賞 4位以下副賞

Bクラス 1～3位 JAF盾 オーガナイザートロフィ 副賞 4位以下副賞

Cクラス 1～3位 JAF盾 オーガナイザートロフィ 副賞 4位以下副賞

<選手権外部部門>

OP-A Bクラス 1～3位 オーガナイザートロフィ 副賞 4位以下副賞

OP-Cクラス 1～3位 オーガナイザートロフィ 副賞 4位以下副賞

ただし、各クラスとも参加台数の30%までとする。

#### 32 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則の解釈について疑義が生じた場合、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

付則1 罰則

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細	
競技全体	クルーのうち1名が競技から離脱した場合	失格		
	タイムカードに時刻が記入されていない場合(スペシャルステージのスタート/フィニッシュ時刻を除く。)			
	競技中にクルー以外の第三者を競技車両に乗せた場合(負傷者を搬送する場合を除く。)			
	定められたラリー行程から逸脱した場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く。)			
	サービスパーク内で30km/hを超えて走行した場合			
	サービスパーク以外で車両を牽引または運搬した場合、あるいはクルー以外の第三者が競技車両を押し移動させた場合(安全上やむを得ない場合を除く。)			
	タイヤの本数または使用制限に関する違反もしくはタイヤ交換に関する違反があった場合			
車両検査	定められた予定時刻に従って車両検査を受けなかった場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く。)	スタートが認められない。		
	スタート前の車両検査において規則に適合していないと判断された場合	スタートが認められない。(ただし、競技会審査委員会は、規則に合致させるための修復時間を与えることができる。)		
	クルーが特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査員が当該車両の適格性について確認できなかった場合	競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用される場合がある。		
	競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が入えられたり、それらが失われたりした場合	失格		
コントロール	指示された順序に従い、かつ競技ルートの進行方向に沿ってチェックインしなかった場合	失格		
	コントロール責任者の指示に従わなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。		
	クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合	タイムペナルティ ただし、15分を超える遅延はスタートが認められない。		1分につき10秒
	目標チェックイン時刻への15分以内の遅着	タイムペナルティ		

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
コントロール	目標チェックイン時刻への早着	タイムペナルティ	1分につき1分
	コントロールの手順に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。	
	競技車両が目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリアに進入した場合	失格 (ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準標準時間を延長することができる。その場合、該当するクルーには速やかに通知される。)	
スペシャルステージ	指定されたスタート時刻までにクルー側の準備が間に合わずスタートが遅れた場合	タイムペナルティ	1分の遅れにつき1分
	スタートの合図が出てから20秒以内にスタートできなかった場合	失格	
	スペシャルステージを逆走した場合		
	フィニッシュにおいて予告標識からSTOP標識までの間で停車した場合		
	オーガナイザーが定めた基準所要時間から15分を超えてフィニッシュした場合(超過時間の算出は分単位(秒未満切上げ)とする。)	失格 (ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準標準時間を延長することができる。その場合、該当するクルーには速やかに通知される。)	
	反則スタート(スタート合図よりも先に車両が前進した場合)	3回までの違反:右のタイムペナルティが課される。 4回目以降の違反:競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	最初の違反 : 10秒 2回目の違反 : 1分 3回目の違反 : 3分 (ただし、競技会審査委員会が必要と判断した場合にはさらに重いペナルティが課される場合がある。)
	指定されたスタート時刻、または指示されたスタート位置に従わなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。(ただし、右記のペナルティを下限とする。)	10分
	クルーの過失によりスペシャルステージのスタート/フィニッシュ時刻の記入ができない場合	スタート時刻の場合:失格 フィニッシュ時刻の場合 タイムペナルティ	5分
スペシャルステージにおいて何らかの援助を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。		
スペシャルステージ上での停車時に、負傷者がいないにもかかわらずロードブックの「OK」ページを後続車に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁定により罰金(場合によってはその他の罰則)が課されることがある。		

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
セクション/レグ	各セクションもしくは各レグのいずれかの終了時点においてタイムコントロールへの遅着時間およびスペシャルステージの基準所要時間からの超過時間が合計30分を超えた場合、または競技会全体を通じてこれらの遅着時間及び超過時間が合計60分を越えた場合（上記の累計遅着時間は、ペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計して算出する。いかなる場合も遅着時間と早着時間との差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って、遅着時間の合計に早着時間は含まれない。）	失格 (ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準標準時間を延長することができる。その場合、該当するクルーには速やかに通知される。)	
バルクフェルメ	バルクフェルメにおいて整備・修理・燃料補給等の作業を行った場合	失格	
	特例としてウィンドウ交換を実施したことにより予定時刻通りバルクフェルメを退出できなかった場合	タイムペナルティ	1分の遅れにつき1分
	特例としてウィンドウ交換を実施するにあたり、車体またはロールバーの修復作業を行った場合	タイムペナルティ	作業時間1分につき1分 および退出の遅れ1分につき1分
	破損車両を公道走行可能な状態に戻すための作業を実施した場合		

失格については、それが発生したセクションまたはレグの終了時点で、公式通知および競技結果（レグ別順位結果または暫定最終結果）をもって発表されなければならない。

# サービス登録申込

サービス責任者氏名		サービスクラス		サービスを受けるドライバー		クラス
携帯電話		1		1		
〒		2		2		
住所		3		3		
サービス車両		4		4		
1	車種 登録番号	5		5		
2	車種 登録番号	6		6		
3	車種 登録番号	7		7		
4	車種 登録番号	8		8		

## 参加料等明細/保険申込

競技参加料		8	5	0	0	0	0	円
サービス員登録料	1	0	0	0	0	0	×	円
サービスカー登録料	1	0	0	0	0	0	×	円
普通障害保険 ※1								円
対人賠償保険 ※2								円
その他 ( )								円
合計								円

受理票送付先 宛名	様
〒	
住所	
領収書 [ 必要 ・ 不要 ]	
領収書宛名	様
摘要	

※1 普通障害保険

	ドライバー	コ・ドライバー
死亡後遺症	2400万円	2400万円
入院保険金(日額)	5,100円	4,800円
通院保険金(日額)	3,250円	3,000円
保険料	1,000円	1,000円

※2 対人賠償保険 対人1,000万円

車種(型式)、年齢により、料率が異なりますので詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。

該当するほうに○印をつけて下さい。

- 1 オーガナイザー側での加入を依頼する。(普通傷害・対人賠償・両方とも)
- 2 本大会に有効なラリー保険証等のコピーを同封する。

オーガナイザー

御中

上記のとおり、参加料を払い込むとともに保険の加入を申込みます。

参加申込者氏名

印

### 事務局 記入欄

受付	受付No.	参加料	記事
保 険	その他	ゼッケン	